（主催者用）

露店等の火災予防に関する安全管理について

１　露店が開設できない場所

□消火栓、防火水槽の投入口若しくは採水口又は消防器具庫の出入り口から５m以内

□消防自動車の進入路等の付近

□防火対象物からの避難に支障を及ぼすおそれのある場所

２　火気使用器具等

□火気器具等の近くには可燃物を置かない。

□火気器具等は、安定した不燃性の台又は板（金属製のものを除く）の上で使用すること。

□火気器具等の取扱説明書に基づき使用すること。

３　消火器具

□火気器具等を使用する場合には、消火器（１０型粉末消火器）を準備すること。

□消火器は、点検し使用に際し安全であること。

４　ＬＰガスの保管取扱い

□ボンベは火気から２m離れた場所で、摂氏４０度以下で保管する。

□ボンベは倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない場所に置くこと。

□器具やホースは、ＬＰガス専用のものを使用する。

□ゴム製ホースは、ガス漏れを点検し、ひび割れや古いものを使用しない。

□ゴム製ホースは、適正な長さで取り付け、取り付け部分はホースバンド等で締め付ける。

□ゴム製ホースは、２本以上接続しないこと。

５　カセットコンロ

□カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は使用しないこと。

□カセットボンベは、正しく装着すること。

□カセットボンベは、直射日光や火気の近くを避け保管する。

6　電気器具

□たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。

□コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにする。

□水がかかる場所に設ける場合には、防水性能を有するものを使用する。

7　携帯発電機

□事前に燃料を注油し、開設後に注油しない。

□可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがない場所で使用すること。

□燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。

□排気ガスが携行缶、ボンベ及び可燃物に当たらないようにする。

□取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。

8　危険物容器

□危険物を貯蔵し取り扱う場合は、消防法令に適合した容器を用いること。

□携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁を操作し圧力を抜くこと。

□危険物容器は、直射日光や火気等の近くを避け、温度が上昇しないようにすること。

9　放火防止対策

□無人となる場合には、ボンベその他の燃料を設置したままにしないこと。

□可燃物の持ち帰り、定期的なパトロール、防炎品の使用等、放火を防止する対策を講じること。

お問い合わせ先

□ 新見市消防本部・消防署　０８６７（７２）０１１９

□ 大佐分署　（９８）２１３１　　□ 哲多分署　（９６）２１３１

□ 神郷分署　（９３）５０１２　　□ 哲西分署　（９４）２１０３